

2008年7月29日

報道関係者各位

株式会社スクウェア・エニックス

ニンテンドーDS用機器に対する法的措置について

このたび、株式会社スクウェア・エニックス（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：和田洋一）は、ニンテンドーDS（ニンテンドーDS Liteを含む）で起動するゲーム・プログラムを開発・販売している任天堂株式会社（本社：京都府南区、代表取締役社長：岩田聡）及びその他のソフトメーカー53社と共に、「R4 Revolution for DS」に代表される機器（いわゆる、「マジコン」と呼ばれる機器）について、不正競争防止法に基づいて、輸入・販売行為の差止等を求める訴訟を東京地方裁判所に提訴いたしましたのでお知らせします。

これらの機器により、インターネット上の違法アップロードサイト等から入手した本来ニンテンドーDS上では起動しないはずのゲーム・プログラムの複製物が起動可能となるため、当該機器の輸入・販売等の行為により、当社およびソフトメーカー各社は極めて大きな損害を被っており、到底見過ごすことのできないものです。

当社およびソフトメーカー各社は、このような機器が市場に蔓延することにより、コンピュータゲーム産業全体の健全な育成・発展が阻害されると判断し、同種同等のいわゆる「マジコン」と呼ばれる機器について、継続して断固たる法的措置を講じる所存です。

※ ニンテンドーDSは任天堂の登録商標です。

※ その他、記載されている会社名・商品名は、各社の商標または登録商標です。